

旧緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、現在は原発事故時住所で生活している家族4名（うち1名は脳性まひ等の持病あり）について、要介護者及びその主たる介護者の日常生活阻害慰謝料が増額（要介護者につき10割増、介護者につき6割増）され、また、原町地区の障害者福祉水準の低下に伴い帰還後障害者支援サービス等を受けることができないこと等を考慮し、要介護者の滞在者慰謝料も増額（6割増）された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下申立人4名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

・損害項目 精神的損害

・期間 自平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

- 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、1,880,000円であることを認める。

- 3 支払方法

（省略）

- 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

- 5 申立の取り下げ

申立人らは、その余の項目に関する請求については、申立を取り下げる。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら全員が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月26日

（仲介委員 坂本正幸）